

# 5 下水道

## ◎下水道の届出・・・農林建設課水環境班 ☎ 42-2111 内線 271 ~ 273

●次の場合は届出が必要です

- ・下水道等を利用したいとき
- ・転出や転居、長期間不在などで下水道等を使用しないことになったとき
- ・使用者の名義が変わるとき

## ◎下水道等の使用料・・・農林建設課水環境班 ☎ 42-2111 内線 271 ~ 273

下水道等の使用料金は、上水道メーターの使用水量により計算し、算定します。

区 分	排除汚水量	使 用 区 分		
		一般用	浴場用	臨時用
基本使用料 (1月につき)	10 m <sup>3</sup> まで	1,512 円	1,512 円	216 円 (1 m <sup>3</sup> に つき)
超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	10 m <sup>3</sup> を超え20 m <sup>3</sup> まで	118 円	75 円	
	20 m <sup>3</sup> を超え30 m <sup>3</sup> まで	129 円		
	30 m <sup>3</sup> を超え40 m <sup>3</sup> まで	140 円		
	40 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> まで	151 円		
	50 m <sup>3</sup> を超え100 m <sup>3</sup> まで	162 円		
	100 m <sup>3</sup> を超え500 m <sup>3</sup> まで	172 円		
	500 m <sup>3</sup> を超えるもの	183 円		

## ◎トイレや排水管がつまったら

・・・農林建設課水環境班 ☎ 42-2111 内線 271 ~ 273

トイレや排水管がつまったときは、排水設備指定工事店に直接お問い合わせください。

●排水設備指定工事店一覧表

No	指定 番号	指定工事店名	住所	電 話 番 号
1	1	有限会社 千葉建築	九戸郡九戸村大字長興寺 15-66-124	42-3375
2	3	蒲野建設株式会社	久慈市山形町大字川井 9-32-2	0194-72-2211
3	4	有限会社 高崎土建	九戸郡九戸村大字長興寺 8-1	42-3408
4	5	東井住設	九戸郡九戸村大字戸田 19-61-48	43-2742
5	9	株式会社 丹野組	二戸市福岡字中村 20	23-6111
6	12	株式会社 高島建設	九戸郡九戸村大字戸田 5-65	43-2394
7	18	株式会社 田中建設	二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 22-1	33-4111
8	19	松田電気株式会社	二戸市金田一字馬場 44-1	27-4125
9	20	株式会社 大崎建設	九戸郡九戸村大字江刺家 18-13-2	42-3788
10	24	馬淵川設備株式会社	二戸市福岡字五日町 15	23-7511
11	25	真下設備	九戸郡九戸村大字山根 7-3-2	43-2838
12	26	有限会社 新成建設	九戸郡九戸村大字長興寺 15-66-147	42-3998
13	27	工藤金物店	九戸郡軽米町大字軽米 8-66-4	46-2419
14	30	合資会社 長谷川金物店	九戸郡軽米町大字軽米 4-62-3	46-2040

15	32	株式会社 菅文	二戸市堀野字長地 75-4	23-5115
16	35	有限会社 戸田組	九戸郡九戸村大字伊保内 14-34-2	42-2321
17	36	J・ウォーター株式会社	盛岡市上堂三丁目 13-35	019-646-9511
18	37	有限会社 八紘カイハツ	二戸市金田一字上田面 241-1	27-4545
19	38	有限会社 小笠原電気水道	九戸郡軽米町大字軽米 10-76	46-2627
20	42	二戸ガス 株式会社	二戸市堀野字長地 18	23-4155
21	43	新世水機	九戸郡九戸村大字伊保内 2-61-1	42-2831
22	46	昭和建設工業株式会社	二戸市金田一字ハツ長 45-3	27-4101
23	48	株式会社 東野組	二戸郡一戸町一戸字本町 115	33-2627
24	49	株式会社 丸竹興業	二戸市米沢字下平 101-24	23-7751
25	50	南部電化チェーン九戸店	九戸郡九戸村大字伊保内 12-31-1	42-3942
26	51	アクア設備株式会社	九戸郡洋野町種市 23-81-25	0194-65-6969
27	52	ハタナカ水道	岩手郡葛巻町葛巻 56-86	0194-65-6969

## ◎水洗化工事への助成制度・・・農林建設課水環境班 ☎ 42-2111 内線 271 ~ 273

下水等の処理区域で汲み取り便所を水洗に改造する場合、または浄化槽を廃止して、下水道に接続しようとする場合に改造資金の融資をあっせんします。また、下記のような助成制度があります。

### ①合併処理浄化槽に対する補助金

建物延べ面積	浄化槽の規模	補助限度額
130㎡以下	5人槽	375,000円
130㎡超	7人槽	494,000円
2世帯住宅、大家族住宅など（台所、浴室が2か所以上）	10人槽	854,000円

### ②水洗便所設置費補助金

生活保護世帯の方が水洗化工事を実施する場合に、225,000円を限度として補助金を交付します。

### ③融資あっせん利子補給費補助金

公共下水道または農業集落排水施設の事業認可区域内に住宅を有する者に対し、水洗化改造資金の融資（上限100万円）をあっせんし、個人負担が1%となるようその融資を行う金融機関へ利子補給を行います。（供用開始後、3年以内の工事に限ります）

※上記の他に、村が実施している、住宅リフォーム助成事業も対象になります。同じ水洗化工事でも、お住まいの地区や工事の内容によって利用できる制度が変わってきます。また、それぞれ補助の条件が定められており、制度を利用できない場合もあります。どの制度も事前に申請していただく必要がありますので、トイレなどの水洗化や住宅の新築・増改築を計画している方は早めにご相談ください。